

東広島市農業委員会令和6年6月（第6回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月28日（金） 午前10時05分から午前11時09分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	久保 伸司	3	岡土居 正弘	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	16	大月 靖規
18	在間 輝昭	19	古本 啓之	20	橘川 一則
21	小倉 亜紗美	22	高木 昭夫	24	住井 正美

- 4 欠席委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	17	土井 浩文	23	高橋 久雄

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 6番 中務 秀子 委員 7番 古川 みどり 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第30号 農地法関係事務処理要領の一部改正について

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について

- 報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 31 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 報告第 32 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
 報告第 33 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	立 山 清 信
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

議 長	<p>それでは、これより 6 月総会を開催いたします。 これより着席の上、議事進行させていただきます。 在任委員数 24 人中 21 人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第 1 の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第 34 条第 2 項の規定により、6 番中務委員、7 番古川委員を指名いたします。 次に、日程第 2 の会期の決定についてをお諮りいたします。 会期は、令和 6 年 6 月 28 日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和 6 年 6 月 28 日 1 日限りといたします。 これより次第 3 の議案審議に入ります。 初めに、議案第 30 号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>議案第 30 号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」でございます。 別紙 1、別冊 1、別冊 2 をお願いいたします。 それでは、説明をさせていただきます。 本委員会において策定しております農地法関係事務処理要領につきまして、令和 6 年 5 月 9 日付で広島県から農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について通知があり、こちらの通知内容に基づき、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。 別冊 1 が事務処理要領の第 1 部本文、別冊 2 が事務処理要領の第 2 部審査基準でございます。左側が完成後、右側が現行、一番右の列が改正の理由等となっております。また、赤字は法改正の取扱いに変更があるもの、説明の追加、表現、構成の見直し、番号ずれ等でございます。 主な改正内容につきましては、1 枚ものの別紙 1 より説明をさせていただきます。 改正概要の表につきましては、左の列から 2 列目、区分及び改正項目が改正項目、3 列目、主な内容が内容、4 列目が別冊 1、2 新旧対照表の主な該当ページとなっております。 それでは、区分の本文 1 から説明をいたします。</p>

<p>松下局長補佐</p>	<p>別紙1をお願いいたします。</p> <p>本文1の登記情報サービスについては、各申請書及び届出書に添付している登記事項証明書は登記情報提供サービスによる照会番号の記載がある登記情報を印刷した書面に代えることができることとなったため、本文を改めたものでございます。別冊資料の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、4ページ左側、改正後の下の段の(2)届出書の添付書類の赤字部分を追加したものでございます。</p> <p>続きまして、本文2、3条許可判断については、農地法関係事務処理基準等の改正に伴い、3条許可判断の際、現地調査に加え、人工衛星または無人航空機等ドローンにより得られた動画、画像を活用した調査を可能としたため、本文を改めたものでございます。別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、4ページ左側、改正後の中段辺り、(2)審査の赤字部分でございます。</p> <p>本文3の盛土規制法における通常の営農行為の範疇の取扱いについては、盛土規制法における通常の営農行為の範疇の取扱いについての制定に伴い、盛土規制対象外となる判断基準等を定めたことから、本文を改めたものでございます。別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、5ページ、改正後の中段の赤字部分でございます。</p> <p>続きまして、本文4の営農型太陽光発電設備に係る農地法施行規則の一部改正については、農地法施行規則の一部改正及び営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの制定に伴い、本文を改めたものでございます。別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、5ページ、改正後の下の段の赤字部分でございます。</p> <p>続きまして、本文5の栽培高度化施設の利用状況調査書については、農地法第43条及び第44条の運用についての一部改正に伴い、栽培高度化施設の利用状況調査書等についての規定が一部削除されたため、本文を改めたものでございます。別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、17ページ、改正後の上の段の赤字部分でございます。</p> <p>続きまして、本文6の表現と説明の見直しは内容の実質的な変更ではございますが、用語、定義、要件等について全体的に表現や説明の見直しを行ったものでございます。</p> <p>続きまして、区分の審査基準でございます。</p> <p>審査基準1の営農型太陽光発電設備に係る農地法施行規則の一部改正については、農地法施行規則の一部改正及び営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの制定に伴い、基準を改めたものでございます。別冊2の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、6ページの改正後の赤字部分でございます。</p> <p>審査基準2、表現、説明の見直しは内容の実質的な変更ではございませんが、用語、定義、要件等について全体的に表現や説明を見直したものでございます。</p> <p>なお、改正後の農地法関係事務処理要領につきましては、本日机上に配付しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。</p>
<p>高 木 委 員</p>	<p>別冊1の4ページですけども、(2)の審査の欄に人工衛星もしくは無人航空機の利用、その他の手段による動画もしくは画像を活用することによる調査、これができるかと書いてありますが、手元にそれを見るすべがないのですが、どうしたらよいでしょうか。</p>
<p>松下局長補佐</p>	<p>現在、農業委員にはそういった例えばドローン等がお手元にないというご質問だと思います。こちらにつきましては現状そういったものは持ち合わせてないのですが、現状我々事務局や、農業委員が現場に行って現地確認する、3条であれば議案の申請を受けたときに現場確認するということが業務上決まっておりますが、それに代えてドローン等で確認してもよいという改正になっております。そういったドローン等の配付ということにつきましては、現状事務局側で持ち合わせておりませんので、それを使ってという事には現状すぐにはできないのですが、今後そういったドローン等の活用ということ</p>

松下局長補佐	を検討はさせていただきたいと思います。
高木委員	今、農水省のほうで行ってますよね、全国農地ナビ。これはいつでも誰でも見れるのですが、これは地目と地番と面積しか出てないですね。これを使って確認作業をしてもよろしいと、こういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。それと、全国農業会議がやっている、ここは導入されていませんが、先立って世羅町に視察に行ったときに持っておられました、これには所有者も、それから権利者等も全てのものが記載されておるといことで、非常に確認作業がやりやすいというふうに思いますが、これから夏に向かって、特に温暖化等で暑い日が37度というようなこともある。しかも、ほとんどがやぶの中の現地確認ということになろうかと思えます。鳥獣害、また蛇、ハチ、非常に危険極まりない現地で確認作業をしないと行けない推進委員さんは本当に大変だと思いますが、我々も含めて事故が起こる前に、こういうことがきちんと国のほうで認めたということでありますので、東広島市は財政的に非常に豊かなんですから、タブレットを1人ずつお渡しいただいて危険を除去していただく。そして、スピーディーに審査ができるようにしていただきたいというふうに思うのですが、会長さんいかがでしょうか。
尾崎局長	失礼いたします。 今現在のタブレットの導入に関する概要を少しお話をさせていただければと思います。 現在、今年度より市役所の内部よりタブレットのほうを5台調達いたしております。その端末を利用しまして、市内各地の電波の周辺部が悪い部分もあろうということも含めて現在調査を行っている最中でございます、その具体的な方法といたしましては、農水省が示しております農地現地確認アプリ、これがフリーソフトで国が示されているものですけれども、こちらを活用したことが市内の周辺部も含めて実施が可能かどうか今事務局のほうで調査、対応を行っているところになります。今後の方向につきましては、8月、9月の夏頃の総会の機会、もしくは意見交換会の機会を活用させていただきながら、皆様のご意見を頂戴しながら今後の方向性について皆様で農業委員会の結論のほうを見いだしていただければと思っております。
高木委員	電波は入るところでやればいいんです。わざわざ現地に行くのだったら見なくていいですよ。現地に行かずにタブレットの上で判断ができるものはしようということですから、別にWi-Fiがおればどこでもできると思うんですよ。それと、最初に質問した全国農地ナビを使って判断してもいいかどうかということについて答えていただきたい。
松下局長補佐	状況についてはナビで確認をしていただいてもいいと考えております。
議長	ほかにはご意見は。
柏尾委員	9番柏尾です。 ただいまのやり取りを伺っておりまして、私が自宅にインターネットの環境でパソコンを持っておりますので、恐らくこの委員さんの皆さんの中にも同じような環境はたくさん持ってらっしゃると思いますので、事務局のほうでIDとパスワードを発行していただいて、それを入力すれば自宅で農地ナビ等、あるいはそれ以外のものについても検索確認ができるというふうに思いますので、そういう方向も導入されてはいかがでしょうか。わざわざタブレットを新しい物を購入してやらなくても、自分が持っているものを有効に活用するというふうなことにすれば、スムーズに行くのではないのでしょうか。ご審議お願いします。
尾崎局長	失礼いたします。 まず、今のご提案については前向きに検討させていただきたいと思います。ちなみに今のタブレットが、皆様のご自身の所有のタブレットで個人情報が見ることができた場合、流出のリスクということも想定する必要がございます、現在の農地ナビでは農業委員会が指定するアドレスに対して二重のファイアウォール等の認証をかけているような仕組みが標準になっておりますので、それが皆様の端末でも同じように実施することが可能であれば、なおかつ皆様の通信環境が皆様同様にあるよということが皆様から了承していただけるようであれば、そういった手法もぜひ活用できるのではないかと考えてはおりますが、まずはこういったアプリでどういうことがまずできるのかといったこ

尾崎局長	とですね。まずそれが、何ができるかというのがまだ整理するのに少しお時間を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。
柏尾委員	ただいまの御返事については、例えばインターネットバンキングなんてのは日常茶飯事で活用されてらっしゃる方も多いかと思うんですが、認証の二重に取得をするという、例えばアクセスしたときに例えば銀行からこの取引に関しては、こういう申請がありましたけど、ご本人で間違いはないですかというコードが送られてきて、それを入力すると初めて取引が成立すると。そういう二重三重のブロックをかけてやる方法ももう日常化してきてますから、そういう方法を導入されて、個人情報漏えいするという確かにリスクはあることもあるんですけど、そういう手法によって作業が簡単にできる、業務が遂行できるという利点はあると思いますので、現在のITをしっかり農業委員会においても活用して業務の円滑な遂行をするということ、国が言っているDX化にも沿ってるとお思いますよ。そういったことはどんどんしていったほうがいいんじゃないかとお思います。
尾崎局長	ご指摘、ご意見ありがとうございます。皆様から幅広くご意見のほうをいただきながら形にしていりたいと思っております。どうぞご協力のほどよろしくお願ひします。
議長	ほかにご意見等はございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第30号について、議案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり改正することに決定をいたします。 次に、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小田主査	事務局小田です。 それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は31件の申請がございました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳は、10ページに記載のとおりです。 申請番号119-1でございます。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、120-2でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳自営業の方です。自宅から通える場所で農業をしたいと考えていたところ、譲渡の話があり、本申請地が知人の農地の隣でもあったことから営農を決めたものです。申請地では、イチジク、サクランボ等の果樹を栽培する予定で、隣接地の知人から栽培技術の指導を受ける予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、121-3でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員です。家庭菜園を拡大したいと考えていたところ、知人である渡人から自宅近くの本申請地の譲渡の話があり、申請されるものです。申請地では、タマネギやトマトなどの野菜やブルーベリーなどの果樹を作付する予定です。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、122-4でございます。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、123-5でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。

<p>小田主査</p>	<p>続いて、124-6でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も確保されておられます。</p> <p>続いて、125-7でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。申請地は、令和5年11月に5条の申請をされましたが、令和6年6月に取り下げられ、このたび3条で申請されたものでございます。受人は以前から農業に興味があり、趣味で果樹や野菜栽培を10年近く行っておられます。本申請地は居住地から近く、家族の協力も得られることから、このたびの申請に至ったものです。自家消費用のオリーブを作付する予定です。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、126-8でございます。</p> <p>相続財産清算人による財産処分のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員です。申請地に近接する宅地を合わせて取得し、移住する予定であり、申請地では主にニンニクを作付する計画です。</p> <p>続いて、127-9でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳自営業の方です。以前より家庭菜園をしたいと考えていたところ、会社から近い本申請地の譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。家族の協力を得ながらハウレンソウなどの野菜を作付する予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も確保されておられます。</p> <p>続いて、128-10でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳自営業の方です。親族が所有する隣接地の宅地を拠点に、農業経験のある親族に教わりながらジャガイモなど野菜を作付する予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、129-11でございます。</p> <p>公共事業による買収の代替地のため、所有権を移転するものです。受人は、耕作地の一部が道路用地となることに伴い、その代替地として所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、130-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、131-13でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員です。申請地に隣接する居宅を取得し、移住する予定で、営農に関する技術はJAから指導を受けながら水稻を作付する計画です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も確保されています。現在この地区は県営圃場整備事業が実施されており、申請地については工事が完了し、土地改良法の規定に基づき一時利用地の指定がなされ、使用開始されておられます。</p> <p>次は、農地所有適格法人以外の法人等による農地の解除条件付貸借に係るもののため、事前に説明させていただきます。</p> <p>解除条件付貸借は、農地法第3条第3項に規定されており、一定の条件を満たせば農地所有適格法人要件を満たさない一般法人でも農地を賃借できるというものです。農地法第3条の基本要件である全部効率利用要件、地域との調和要件に加え、契約書に解除条件を記載すること、地域の農業者と適切に役割分担し、継続的、安定的に農業経営が行われること、業務を執行する役員等の1人以上が法人の行う耕作の事業に常時従事することの5つの要件を満たせば、許可することができます。この貸借の許可を得て、使用貸借権または賃借権の設定をした場合は、毎年事業年度終了後3か月以内にその農地の利用状況について報告しなければならないこととなっています。</p> <p>では、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>132-14でございます。</p> <p>新規就農のため、賃借権を設定するものです。本案件は、農地所有適格法人以外の法</p>
-------------	---

<p>小 田 主 査</p>	<p>人が賃借権を設定するものであり、農地法第3条第3項、いわゆる解除条件付貸借として規定されています。賃貸借契約書に農地を適正に利用していないと認められる場合は契約を解除するという解除条件の記載があり、法人の登記事項証明書の中に農作物の生産・加工・販売等の事業が記載されており、取締役が1名が営農担当として耕作に従事をし、地域での話合い等には積極的に参加するということになっております。地元農家の方に指導を受けながら季節野菜を作付する予定です。</p> <p>続いて、133-15から134-16は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳です。議案番号134-16の申請地に隣接する居宅を拠点とし、営農する予定です。農業経験のある親族や近隣の農業法人に教わりながら技術を習得する予定で、ナスなどの野菜や水稻を作付する計画です。受人には3人の労力があり、必要な農機具も確保されておられます。</p> <p>続いて、135-17でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳自営業の方です。申請地に隣接する居宅を取得し、転居されておられます。申請地では、家庭菜園として季節野菜を作付する計画で、必要な農機具も確保しておられます。</p> <p>続いて、136-18でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員です。近隣の農地を耕作している知人に教わりながら小麦を作付する計画です。受け人には2人の労力があり、必要な農機具も確保しておられます。</p> <p>続いて、137-19でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、138-20でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、139-21でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、140-22でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員です。定年退職後に農業に携わりたいと思っていたところ、会社から近い本申請地の譲渡しの話があり、本申請に至ったものです。市内に農業経験のある親族がおり、農繁期には親族宅から通いながら技術指導を受ける計画です。</p> <p>続いて、141-23でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人から農地を引き継ぎ、桃などの果樹を栽培する予定です。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、142-24でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、143-25から147-29が譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は役員を含めた従業員32名に加え、季節雇で複数名雇用される予定です。本市においては、現在、農地法第3条により66,090.98㎡の農地を取得しております。</p> <p>続いて、148-30、149-31までは関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>営農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものです。本申請は、国の通知において営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下</p>
----------------	--

小田主査	<p>部の農地に民法第269条の2第1項の地上権、またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、営農型発電設備の設置者である●●が区分地上権設定のために申請されたものです。本申請地は、令和6年4月総会において農地所有適格法人である●●が神事などに使用するサカキを作付するものとして、農地法第3条の規定による所有権移転の許可を得ておられます。当該地上権については、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされておりまして、詳細については議案第32号において説明させていただきます。</p> <p>以上、31件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いをいたします。</p>
	< なし >
議長	ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。
住井委員	今、説明で新規就農で機械があると、皆持っているとのことだが、それは確認されたのか。
小田主査	<p>事務局小田です。</p> <p>機械は現地に行って確認をするということまではしてないんですけども、申請のときの聞き取りにおいて譲受けされるかどうか、もう既に持たれているかということを確認させていただいております。</p>
住井委員	<p>私が思うには、機械を買うぐらいなら買ったほうが安くつくと思う。どう思いますか。100万円では機械は買えない。100万円で野菜を買うほうがよっぽど得。考えてもう少しそういうのをチェックしたほうがいいと思う。やってから最後はどっちみち草ぼうぼうになっていると思うよ、どこも。今までの出ている分を見ても、ちょっとそれは無理だと思う。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第31号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成です。議案第31号については、許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第32号についてご説明いたします。</p> <p>今月は24件の申請がありました。申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。</p> <p>それでは、81-1、82-2は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、83-3、84-4は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>特定建築条件付売買予定地への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く不動産売買等を営む会社でございます。</p> <p>本案件の説明の前に、特定建築条件付売買予定地についてご説明をいたします。</p>

豊田 主 査

特定建築条件付売買予定地とは、いわゆる注文住宅になります。土地の購入を先に決めて、その後、建築に関する契約をされて家を自分の好きなように建てられるというものでございます。建築条件付というのは、土地を購入する際に建てるハウスメーカーの条件として1社もしくはもう一社と決められたところから選ぶということで、そういう条件の下、土地を購入してくださいという契約でございます。

それでは、本案件の説明に移ります。

このたび、本申請地を特定建築条件付売買予定地として住宅用地4区画を整備するため、転用しようとするものでございます。住宅の用途として土地の造成のみを目的とするものは農地法施行規則第57条第5号において許可できないものとされていますが、本案件は令和5年3月31日付、4農振第3639号農林水産省農村振興局長通知の建築条件付売買予定地に該当するものであり、例外的に宅地造成のみを目的とするものとは扱わないものとして許可できるものとされております。なお、本申請地は令和5年8月総会において別の受人において建売住宅でご審議をいただきましたが、令和6年5月30日付で許可申請の取下願を受理しております。また、開発許可申請については、担当部局に提出済みでございます。

続きまして、85-5、86-6は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●において借家に居住をされている方でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、申請地の一部は水路施工業者が許可を得ることなく砂利敷を行っていたため、始末書を徴取しております。

続きまして、87-7について説明をいたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●において借家に居住をされている方でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、申請地の一部は水路施工業者が許可を得ることなく砂利敷を行っていたため、始末書を徴取しております。

続きまして、88-8について説明をいたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く不動産売買等を営む会社でございます。このたび、本申請地に建売住宅を27棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。

続きまして、89-9について説明をいたします。

一般住宅への転用事案でございます。受人は、●●におきまして借家に居住されている方でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、申請地の一部は水路施工業者が許可を得ることなく砂利敷を行っていたため、始末書を徴取しております。

続きまして、90-10、91-11は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続きまして、92-12でございます。

敷地拡張での転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く自動車内装部品の製造加工等を営む会社でございます。申請地は、●●の北に位置します第1種農地ござい

豊田主査	<p>います。このたび、工場の敷地拡張のため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第35条第5号既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、申請地は、渡人が許可を得ることなく敷地拡張を行っていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続きまして、93-13について説明をいたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●において実家に居住されております。申請地は、●●の北西に位置します第1種農地でございます。このたび、実家近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上、必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは除外見込みとなっております。</p> <p>続きまして、94-14について説明をいたします。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く土木工事業等を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置します第1種農地でございます。このたび、事業拡大及び雇用者雇用の拡大のため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する第1種農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続きまして、95-15から98-18は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、99-19から101-21は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備及び搬入路への転用及び一時転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用し、太陽光発電設備の設置のための搬入路として令和6年11月30日まで一時転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、102-22について説明いたします。</p> <p>資材置場及び駐車場への一時転用事案でございます。受人は、水道事業の経営に関する事業等を行う広域連合企業体でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。このたび、上水道整備を行うに当たり、工事に必要な機械や使用材料を置くために令和7年3月31日まで転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、103-23、104-24は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。103-23は、●●の北西に位置します農用地区域内農地でございます。104-24は、●●の東に位置します農用地区域内農地でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。このたび、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間、一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地においては、サカキの栽培を行う計画でございます。太陽光パネルの支柱間隔は、縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高は約2.1m、最高地上高約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。営農計画書での年間収穫量は10a当たり約7,500本程度を見込んでおり、根拠資料として知見書は</p>
------	---

豊田主査	<p>か、関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。</p> <p>以上、説明いたしました24件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地営農型太陽光の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、88-8、92-12から94-14、103-23、104-24を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。
高木委員	<p>質問といいますか、83-3と84-4ですけども、●●の周辺地域が無秩序開発と書いていい状況だと思います。市街化調整区域だと私は思っていますが、50戸連たんという制度を使って農道のほとりに何十戸という家を建てていって、この先どうなるんだろうかというふうに思うんですね。小学校もパンクする。本当に市の都市計画はどうなっているのんだろうかと。周辺で農業する人はほとんど農業ができない状況に追い込まれていくと。そうすると事業者が買いに来て、それでは売らなくなって、ますます無秩序開発。農業委員会として手を出すことはできんのかも分かりませんが、こういう無秩序開発は農業委員会としても農業に支障を来すということを執行部に対して対策を取るべきだということを申し出ていただきたいなど。これは私の勝手な要望ですが、よろしくお願いします。</p>
尾崎局長	<p>現在、都市部のほうで開発の50戸連たんの見直しを今年の4月から行われることにつきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>これまでの50戸連たん制度、利用者のほうからこれまでは任意に50戸取ればというところで、どのエリアが50戸連たんが取れるかどうかなかなかはっきりしない点がございました。そういう点を改善する目的で50戸連たんができるエリアというものを市が条例で規定をし、必要以上にしみ出しがない開発をやっていこうという方針をこのたび新たにつくられて、この4月から運用のほうを始められていると伺っておりますので、引き続き関係部局のほうで取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	ほかにないですか。
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第32号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第32号のうち、意見聴取対象案件については、意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議がありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第29号から報告第33号について事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第29号から報告第33号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p>

<p>松下局長補佐</p>	<p>す。</p> <p>1 ページをお願いいたします。 報告第29号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。</p> <p>2 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3 ページをお願いいたします。 報告第30号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。</p> <p>4 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は9件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>7 ページをお願いいたします。 報告第31号法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答についてでございます。</p> <p>8 ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は16件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。 報告第32号農地転用（農業用施設）届出の受理についてでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。 報告第33号農地改良届出の受理についてでございます。</p> <p>14ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は5件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第5のその他へ入ります。 まず、私の、会長の行動についての報告をいたします。 3枚ものの写真がついたもの、会長活動状況についてを説明します。 私から会長の活動状況を報告させていただきます。 5月29日と30日東京で開催されました全国農業委員会会長大会に出席をいたしましたので、ご報告いたします。 資料2の2ページをご覧ください。 概要でございますが、産業を担う農業者や基盤整備となる農地が減少し続ける中、今ある農地を残し、農業者が将来に希望を持てる具体的な施策の展開に向けた提案決議を採決したものでございます。その主な内容は、食料、安全保障の確立や体制整備などの要請を行ったもので、具体的には大型安定的な予算の確保のほか、中山間地域等直接支払制度の運用改善、（仮称）農地維持地域振興交付金制度の創設などを求めたものであります。また、地域計画の策定、実現に向けて農業委員会が地域に寄り添った取組が行われるよう、十分な予算措置を求めたものでございます。そして、広島県の農業委員会の一員として両議院の県選出国會議員へ要請を行ったものであります。 委員の皆様におかれましては、昨年度より地域計画策定に向けた話し合いにご参加いただき、ご尽力をいただいているところでございますが、本年も引き続きご協力のほどよろしく申し上げます。 会長活動報告については以上になります。 それと、昨日農業会議の総会が広島でありまして、常設委員会等各役員の決定が決まりましたので、添付しております。一応、令和6年7月1日から令和8年6月30日まで</p>

議 長	<p>が任期となっておりますので、報告をさせていただきました。 以上です。 それでは、会長活動報告については以上とさせていただきます。 そのほか事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
合 原 主 査	<p>失礼いたします。 私からは、農地パトロールの説明会開催について連絡させていただきます。 委員の皆様には来週の火曜日、7月2日付の書面にてご案内する予定ですが、この場をお借りしてお伝えいたします。 開催日時は7月19日金曜日で、場所は西条町助実にあります東広島市消防局庁舎2階講堂です。時間は午前10時からと午後2時からで、担当地区に分けて2回行います。午前10時から黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町の担当委員を対象に、そして午後2からは西条町、八本松町、志和町、高屋町の担当委員を対象にして行うこととして進めております。当日お車でお越しの場合、駐車場は消防局の駐車場をご利用ください。また、説明会の際に公務災害補償制度加入に係る保険料の更新分として1,000円を集めますのでそのお金と、そして現地確認用の図面をお渡ししますので、持ち帰り用の手提げ袋を持参してください。改めまして、この開催に係る案内文が届きましたらご確認してください。 最後に、農地パトロールの実施に当たりまして、委員の方が調査で農地の中に立ち入ることもありますとの旨を7月広報に掲載して周知を図っております。 連絡は以上でございます。</p>
議 長	<p>ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりご審議、誠にご苦労さまでした。 それでは、木原会長職務代理者から次回の総会についての報告をお願いいたします。</p>
木 原 職 務 代 理 者	<p>失礼いたします。 次回7月総会は7月29日午後2時より303号室。 以上、よろしくです。</p>
議 長	<p>今説明があつたのですが、7月29日月曜日午後2時から市役所本館3階の303会議室、ここの会議室で予定しておりますので、ご出席をお願いいたします。開催時間が午後2時からとなっておりますので、お間違えのないようよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 それでは、以上で6月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 6番 中務 秀子 委員 7番 古川 みどり 委員